

指定管理者の評価に係る合議の概要

施設名	箕面市立医療保健センター分室（豊能広域こども急病センター）
指定管理者名	一般財団法人箕面市医療保健センター
開催日	令和5年（2023年）12月20日（水）
開催場所	箕面市立医療保健センター分室（豊能広域こども急病センター） 3階大会議室
合議の出席者	箕面市立病院 小児科部長 長谷川 泰浩 氏 公益財団法人阪神北広域救急医療財団 事務局長 徳井 秀朗 氏 高槻市健康福祉部保健所 健康医療政策課長 太田 岳 氏 施設利用者 魚谷 千津留 氏

【概要】別添のとおり

<p>内容</p>	<p>令和5年12月20日（水）に箕面市立医療保健センター分室（豊能広域こども急病センター）大会議室にて、指定管理者に係る合議を実施いたしました。その中で下記のようなご意見を合議メンバーからいただき、指定管理者から説明がありました。</p> <p><u>1 合議メンバーからの意見と意見に対する説明</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <p>• 豊能広域こども急病センターで処方される薬が1日分なのは、利用者も理解していますが、感染症流行時にはなかなかかかりつけ医の予約ができず、毎日受診することもあります。毎日受診せずにすむ対策はとれないでしょうか。大型連休のときなど、かかりつけ医がいつから開くのが豊能広域こども急病センターで分かれば助かります。</p> <p>（説明）</p> <p>大型連休等、かかりつけ医が開くまでは、最大5日分の薬を処方するなど、配慮しています。また、開業医の休業状況など、掲示できるよう対応します。</p> <p>• 豊能広域こども急病センターは、令和5年11月20日から検査を全日で再開していますが、再開にあたって何か工夫されていることはありますか。</p> <p>（説明）</p> <p>再開したのは、インフルエンザの流行が少し落ち着いた頃でしたので新型コロナウイルス感染症の流行によって減少した受診者に合わせて縮小していた診療体制を、感染症流行前の診療体制に戻し対応することで、大きな混乱もなく検査ができています。</p> <p>• 全国的な感染症の流行によって、薬が不足しています。「豊能広域こども急病センターで1日分だけ薬を処方し、あとは開業医で処方してもらう」ということに対して、開業医から何か意見があったりしますか。</p> <p>（説明）</p> <p>個別で開業医との話し合いはしていませんが、豊能広域こども急病センター出務者会議では、やむを得ないと理解いただいています。</p> <p>• 「看護師の事前の聞き取りで伝えたことが、医師に伝わっていない」という意見がありましたが、トリアージのための聞き取りであることが患者家族に伝わっていないのではないのでしょうか。また、患者家族は、何度も同じ説明をすることになるので、伝えることはできないのか。</p> <p>（説明）</p> <p>「トリアージのための聞き取りであること、もう一度医師に病状等を伝えてください」ということを聞き取りを行う看護師から伝えるようにしています。オーバートリアージをしない等、トリアージの方法についてスタッフ研修を行う必要があると感じています。</p>
-----------	--

2 総評

経営状態としては、赤字分は補助金として補填されているが、コロナ禍による患者数の減少や、今年度に入ってから感染症の流行による患者数の増加に合わせて、柔軟に医師・看護師等の配置・診療体制を見直す等、赤字を減らすべく経営努力をしていること、また、診察医師の確保に向け、医師を派遣している大学附属病院に新規開拓として訪問したり、箕面市内の小児科新規開業医を訪問したりする等、積極的に調整を行っていること、そして、利用者アンケートの満足度も「概ね満足」以上の評価を多数いただいているということで、指定管理者として円滑な運営を行っていることを、市として評価いたします。